

新型コロナウイルス感染予防対策について

学生の皆様へ

北海商科大学・学生支援センター医務室

1. 体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢等）のある学生は、登校を控え自宅で静養する。

体調不良の場合は、毎日体温を計測し（朝夕2回以上）、症状とともに記録してもらう（体調管理票あり）。必要に応じてかかりつけ医に電話相談のうえ医療機関を受診。

※発熱や全身倦怠感については薬（風邪薬や解熱剤）を飲まなくなった日から2日を経過するまで、期間を過ぎれば、登校が可能です。

※発熱等が収まり、48時間発熱がないことを確認後に登校する。

2. 下記の症状がある場合は「帰国者・接触者相談センター」（相談センター）に相談するとともに、指示に従って医療機関を受診、医務室に連絡をもらう。（これらに該当しない場合の相談も可能）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

★上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

3. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合について

学校保健安全法第19条の規定により登校停止とする。登校停止の期間は「治癒するまで」とする。登校再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を出してください。

《大学への報告の徹底》

必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講ずる必要があることから、速やかに医務室に連絡をお願いします。

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関
- ③ 現在の状況
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無
（渡航歴がある場合は、期間・国名及び都市名）

- ⑥ 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況(授業等への出席状況を含む)
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

4. 濃厚接触者となった場合について

濃厚接触者※1と判断された場合は、感染者と接触した日から14日間の自宅待機となります。その間、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱や咳などの風邪症状、強いだるさや味覚・嗅覚障害が出現した場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談するとともに、医務室へ連絡してください。(厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について「家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」参照)

※1「濃厚接触者」とは

- ①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

- 5. 登校後に体調不良となった場合は、マスク等咳エチケットに留意し、帰宅し、1.の対応をとってください。

【北海商科大学・学生支援センター 連絡先】
電話 (011-841-1161・内線 8111)